

未承認ロボ手術

国循センターも不正請求

臨床研究 18件 安全性確認目的

薬事法で承認されていない医療機器を使った「ロボット手術」による診療報酬の不正請求問題で、国立循環器病センター（国循、大阪府吹田市）が、心臓のバイパス手術の一部に臨床研究としてロボットを使い、通常の手術の形で保険請求していたことがわかった。すでに5病院で計1238件の不正請求が判明している。種類のロボットとは別の機器で、不正は18件にのぼる。厚生労働省は、新たな請求をしないよう国循に指導し、過去の請求分の返還に向けた調査を始めた。

る立場の医療機関が独自の解釈で研究と一般診療を堂々とまぜこぜにし、保険を使うことで実験費用の一部を患者に自己負担させたの

国循によると、使った機器は、内視鏡や鉗子などをアームで遠隔操作する米国製の「ダビンチ」（商品名）。狭心症などの患者に新たな血管を移植するバイパス手術に使うことを目指し、2004年3月に1億8000万円で購入した。

「未承認機器を一部でも使った診療や研究は、保険診療の規則で禁止された「特殊療法」にあたり、検査費や入院料を含む全額を病院が負担すべき」としている。しかし国循は、内胸動脈

の採取は移植の準備作業として、手術そのものではないと解釈。研究費は計上せず、研究計画書には保険請求を明記し、内部委員会と倫理委員会承認されていた。

研究を申請した八木原俊克副院長は「手術に使う用具の改良と同じと考えた。院内の検討過程で全額を研究費でまかなうべきとの意見もあったが、センターの治験（臨床試験）として行うべき。国の研究をリードす

る立場の医療機関が独自の解釈で研究と一般診療を堂々とまぜこぜにし、保険を使うことで実験費用の一部を患者に自己負担させたの

は許されない。日本には研がないのも問題で、それをされた臨床研究で保険の研対象者を保護する法体系整備すれば、きちんと承認用も可能になるだろう」